

# あなたの自慢の品を全国に！

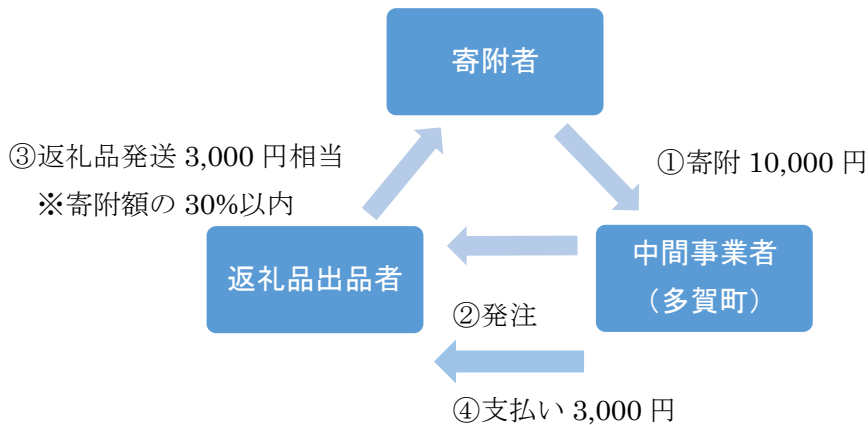
## 多賀町ふるさと納税返礼品出品事業者の募集について

多賀町役場総務課

多賀町では、寄附の促進と地元特産品のPR・販売促進を目的に、ふるさと納税を寄附いただいた方へ特産品・地域のサービスなどを返礼品として贈答する取り組みを実施しています。

この返礼品を出品する事業者の方を募集しています。インターネット通販や新たな販路を開拓されたい方、自慢の特産品をお持ちの方はぜひご検討ください。

<事業イメージ図> (例 返礼品 3,000 円相当、多賀町が負担する送料 1,000 円の場合)



※国の通知により返礼品代金は寄附額の30%以内となりますが、寄附者は翌年の住民税から寄附額が控除されます。

※送料は、原則、多賀町が負担します。

ただし、国の通知により募集にかかる経費（返礼品代金、返礼品送料、広報費用、ウェブサイト費用、発注他の事務経費、クレジット手数料等）を寄附額の概ね50%以内とする必要があります。このため、送料が高い返礼品は寄附額を上げて設定します。

例 返礼品 3,000 円 + 送料 1,400 円 = 合計額 4,400 円の場合 寄附額 11,000 円に設定  
×  $4,400 \text{ 円} \div \text{寄附額 } 10,000 \text{ 円} \times 100 = 44\%$  ⇒ ○  $4,400 \text{ 円} \div \text{寄附額 } 11,000 \text{ 円} \times 100 = 40\%$

### 募集する事業者

以下の要件を原則すべて満たすことが必要です。

- 返礼品の在庫と品質を適切に管理し、責任をもって寄附者に送付する能力があること。
- インターネットまたはFAX等により受注業務等を行うことができること。
- 寄附者から返礼品に対する質問または苦情があった場合に対応が可能なこと。
- 現在、税金等の滞納がないこと。
- 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

裏面へ

## 募集する返礼品

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- **在庫と品質**の管理を適切に行い安定供給が見込めるもの。  
(ただし、あらかじめ期間限定、数量限定とすることが可能です。)
- 金銭類似性または資産性が高くないもの。
- 多賀町の地場産品と認められるもの。
  - 地場産品とは「主要な部分が多賀町内で生産、製造、加工された製品」、「多賀町内で提供されるサービス等」、「多賀町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ」等になります。
  - 多賀町内で単なる切断、選別、包装がされただけのものは認められません。国が定めた基準を満たす必要がありますので、詳細についてはお問い合わせください。
  - 「ふなずし」、「近江牛」、「湖魚産品」については、多賀町の地場産品以外でも県域で定められた要件を満たす場合には出品できることがあります。

## その他

- 本事業は、ふるさとチョイス等のふるさと納税ポータルサイトを活用するため本町が委託する中間事業者を通じ実施します。
- 返礼品の出品者は中間事業者からの発注により、商品を発送していただくことになります。
- 申し込みにあたっては、事前に他市町等の返礼品の例などをふるさとチョイスのサイトを検索しご確認ください。

## 制度に関するお問い合わせ・連絡先

多賀町役場総務課

電話 0749-48-8121 FAX0749-48-0157 有線 2-2001

soumu@town.taga.lg.jp